

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市畜産振興施設整備事業
補助の区分	事業補助(奨励補助)
補助の概要	佐渡市畜産クラスター計画による、畜産振興及び地域産業の維持、畜産経営の収益性向上、地域活性化を図るため、新規就農や既存農家の増頭及び施設整備にかかる経費に対して、補助金を交付する。
補助事業者	農業者・農業者団体
補助対象経費	佐渡畜産クラスター計画を推進する「世界農業遺産の島”佐渡”畜産推進協議会」が事業主体となり、肉用牛、乳用牛等の増頭、経営維持等にかかる規模拡大畜舎整備に係る経費
類似補助の有無	有
※類似補助金の統合メニュー化	○同種の補助金の統合検討 佐渡市畜産振興事業補助金交付要綱
補助金額(定額、上限、下限等)	上限1/2以内
※少額補助金は廃止	○少額(5万円以下)補助金の理由
補助率等	1/2以内
※補助率は原則1/2以下(市単独の場合)	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
数値目標等	数値化
※数値目標の設定検証	新規就農者の増及び既存牛舎の増築 和牛 H28 362頭→R2 400頭 酪農 H28 230頭→R2 280頭 島内消費乳量 現在1,500トン→目標2,000トン ○目標に対する費用対効果(計算式) 農業産出額の増加 ○目標を数値化できない理由及び他の評価方法
補助制度開始	平成30年4月1日
見直し時期	令和2年9月30日
補助終期	令和3年3月31日
※サンセット方式の徹底	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法(手段) 各地区内で構成される協議会で実施することから、関係団体に直接周知する。
事業担当 (担当部署)	農業政策課
(電話番号)	0259-63-5117